【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月20日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　菅野　暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	酒井　隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞ ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞ ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞ 3,000億円を上限とします。 ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞ 3,000億円を上限とします。 ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞ 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞
ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞
ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞
（以上を総称して「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞」は「＜為替ダイナミックヘッジ＞」、「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞」は「＜為替ヘッジあり＞」、「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞」は「＜為替ヘッジなし＞」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。
「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞
基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会
ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/
コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%＊（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
＊消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。
※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。
「分配金支払コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年9月21日から2019年12月18日まで
※取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。
※各ファンドの信託期間は2019年12月20日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。

（８）【申込取扱場所】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。
※販売会社は、以下の方法でご確認ください。
・委託会社への照会
ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/
コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金支払コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜スイッチング＞

「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞」「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞」「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、解約時の費用（信託財産留保額）がかかるほか、税金がかかる場合があります。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①各ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

②各ファンドの信託金限度額は、各々550億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1

主として、米国のリート（不動産投資信託または不動産投資法人）が発行する優先証券（優先リート）に実質的に投資し、相対的に高い水準の配当収益の獲得をめざします。

- 米国優先リート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場されている優先リートに実質的に投資します。また、普通リート(*)にも実質的に投資します。
- 優先リートと普通リートの実質的な組入比率は、概ね8:2程度とすることをめざします。
- マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに優先リートならびに普通リート等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

（*）ファンドでは、リートのうち株式会社の普通株に相当するものを「普通リート」、また優先株に相当するものを「優先リート」といいます。

2

<為替ダイナミックヘッジ>、<為替ヘッジあり>、<為替ヘッジなし>の3つのコースがあります。各コース間でスイッチングが可能です。
実質的な組入外貨建資産の為替変動の影響は、各コースによって以下のとおりとなります。

<為替ダイナミックヘッジ>
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が開発した独自の定量モデル（ダイナミックヘッジ手法）を活用して、為替相場の変動等に合わせて機動的に対円での為替ヘッジを行い、円高時における為替差損を軽減しつつ、円安時において一定の為替差益を獲得することをめざします(**)。

<為替ヘッジあり>
原則として対円での為替フルヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

<為替ヘッジなし>
原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

（**）<為替ダイナミックヘッジ>では、投資のタイミング（スイッチングを含む）によりそれぞれ為替ダイナミックヘッジの効果が異なります。

3

毎月分配を行うことをめざします。また、6ヵ月毎に付加分配を行う場合があります。

- 毎月20日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、原則として配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。
- また、毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA

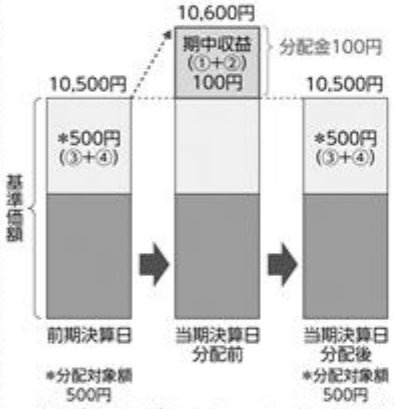

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>

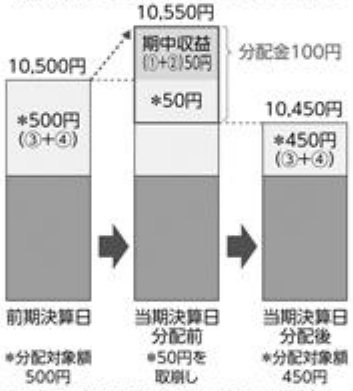

ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>

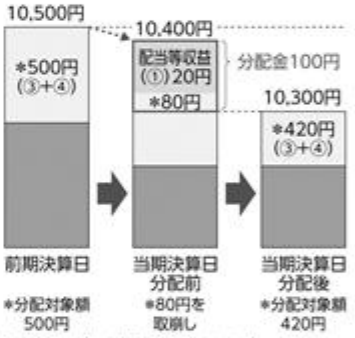

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

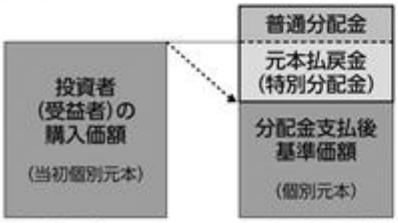

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

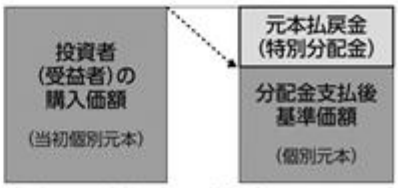

普通分配金　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

優先リートとは

■ 優先リートは、あらかじめ高い水準の配当額が決められていることや、額面で償還できる権利を発行体が有しているものが多いため、安定的な配当収益や値動きが期待されます。

■ 優先リートは、普通リートにはある経営に参加する権利（議決権）がない一方で、配当の支払いや残余財産の弁済が優先されます。

■ 優先リートは、議決権がないことや、償還できる権利を発行体が選択できる特徴があるため、普通リートと比較して高い利回り水準となる傾向があります※。

※上記は優先リートの一般的な特徴を説明したものであり、将来の運用結果等を示唆・保証するものではありません。

リートの概念図

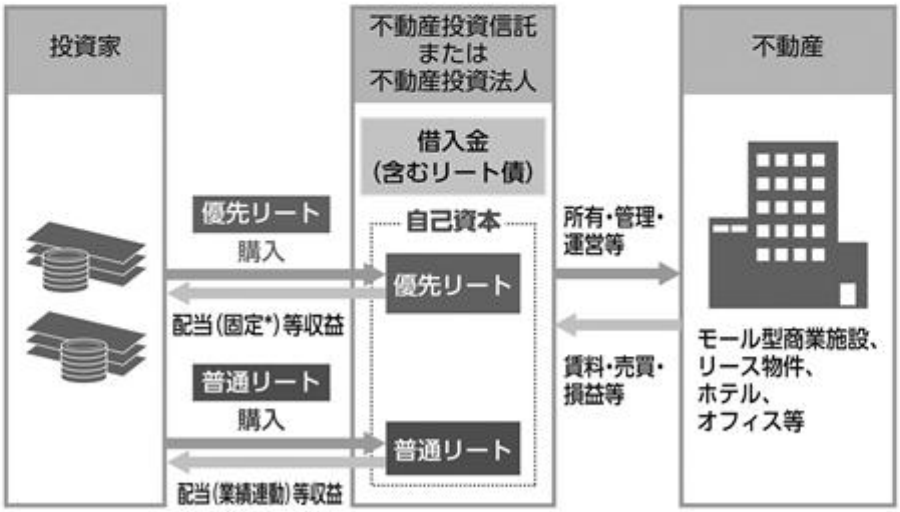

＊業績によっては、配当が支払われないことがあります。
※上記は各リートの特性の一部を単純化して示したものであり、必ずしもすべてを示しているものではなく、またすべてのケースに当てはまるとは限りません。

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
CenterSquare Investment Management LLC

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは1987年に設立され、米国ペンシルバニア州フィラデルフィアに本部を置き、ロサンゼルス、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールに拠点を有する運用会社です。

2019年6月末現在の運用資産残高は約101億米ドル（約10,887億円＊）で、グローバルリートおよび米国リートを中心とする不動産関連投資に特化し、豊富な経験を有する投資運用チームが運用を行います。

＊1米ドル=107.79円で換算

上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記は、委託会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。
※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

為替戦略　<為替ダイナミックヘッジ*>とは

＊為替ダイナミックヘッジとは、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が開発した独自の定量モデル（ダイナミックヘッジ手法）を指します。

■ <為替ヘッジあり>は円高時の損失を回避できる分、円安時の収益は享受できないというデメリットがあります。<為替ダイナミックヘッジ>は、円高時の損失を一定範囲（3ヵ月で-2%＊）に限定する一方で、円安時に一定の収益を追求することをめざします。

＊改定日時点におけるヘッジコスト控除後の為替レートから-2%の水準とします。

※為替ダイナミックヘッジの対象は為替変動のみであり、リート価格または基準価額の変動は対象ではありません。

為替ダイナミックヘッジの収益・損失とヘッジ比率の関係

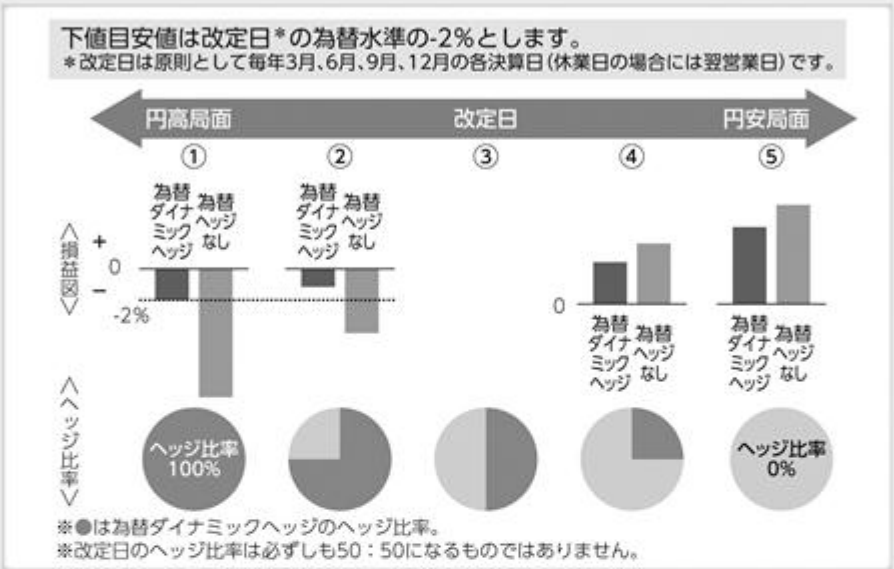

（注）「下値目安値」とは、為替変動によってこれを下回らないように運用すべき為替相場水準のことであり、運用上の目標となる水準をいいます。したがって、実際の運用において下値目安値を下回らないことを運用会社が保証するものではありません。場合によっては下値目安値を下回る場合もあります。下値目安値の水準および改定日は委託会社の判断により今後変更する場合があります。

為替ダイナミックヘッジのイメージ

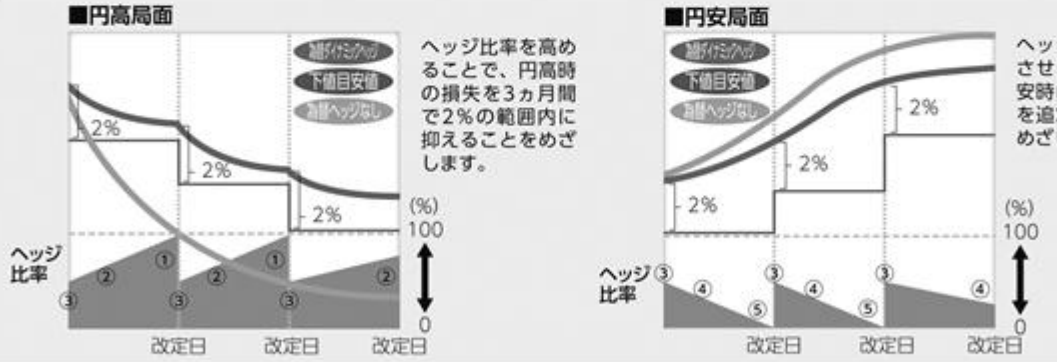

※下値目安値は改定日時点におけるヘッジコスト控除後の為替レートから-2%の水準とします。なお、上図ではヘッジコストは考慮していません。
※上記はあくまでもイメージ図であり、下値目安値の水準および改定日は今後変更となることがあります。また、為替市場の動き等によっては効果的に機能しない場合があります。
※<為替ダイナミックヘッジ>のヘッジ比率は、0～100%の範囲で機動的に行われます。そのため、ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（出所：みずほ第一フィナンシャルテクノロジーの情報をもとに委託会社作成）

上記は過去の情報または見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記は、委託会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。
※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

○商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海　　外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

＜為替ダイナミックヘッジ＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （　　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （適時ヘッジ＊） なし

＜為替ヘッジあり＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （　　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

＜為替ヘッジなし＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （　　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は不動産投信に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（不動産投信））に分類されます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり（適時ヘッジ＊）	目論見書または投資信託約款において、一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 ＊当ファンドは、為替変動等に合わせて機動的に対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジについての詳細は、前述の「ファンドの特色」をご参照ください。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ　（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2014年12月29日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

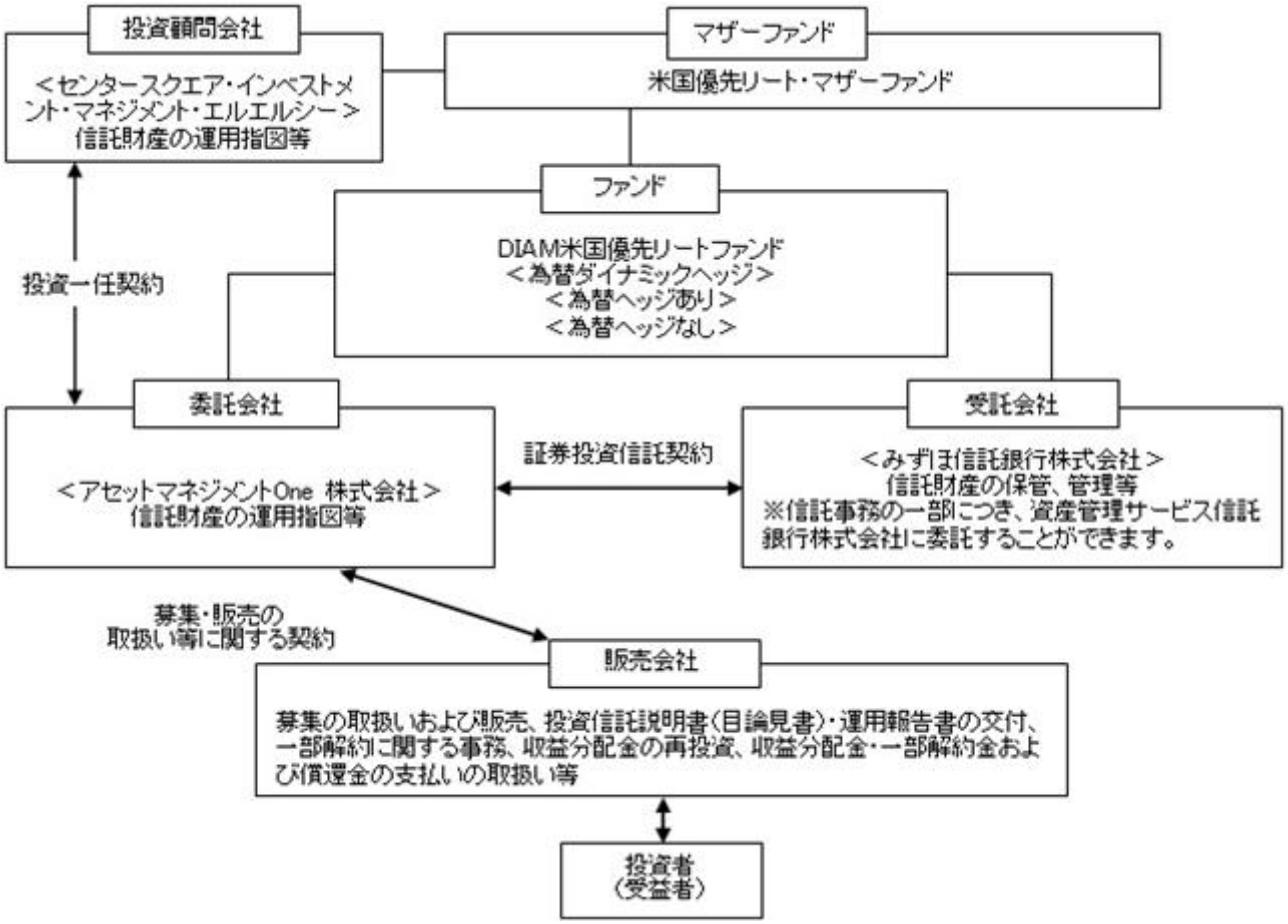

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）との間においては、米国優先リート・マザーファンドの優先リートならびに普通リート等の運用指図に関する権限を委託する契約を締結しております。
当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

※なお、＜為替ダイナミックヘッジ＞の為替予約取引について、株式会社みずほ銀行およびみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社と「リスクコントロールモデル為替予約取引に関する契約」を締結しております。

●ファミリーファンド方式とは●

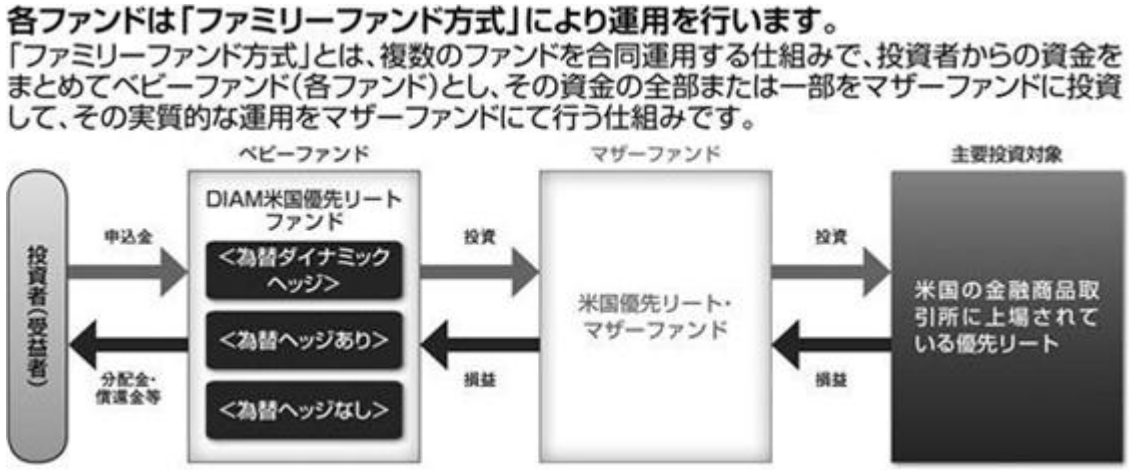

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2019年6月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2019年6月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

＜投資対象＞

米国優先リート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

①米国優先リート・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場されているリート（不動産投資信託または不動産投資法人）が発行する優先証券（優先リート）に実質的に投資します。また、普通リートにも実質的に投資します。

②マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

③実質的な組入外貨建資産に対する為替運用戦略は、各ファンドによって以下のとおりとします。

＜為替ダイナミックヘッジ＞

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が開発した独自の定量モデル（ダイナミックヘッジ手法）を活用して、為替相場の変動等に合わせて機動的に対円での為替ヘッジを行い、円高時における為替差損を軽減しつつ、円安時においても一定の為替差益を獲得することをめざします。

＜為替ヘッジあり＞

原則として対円での為替フルヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

＜為替ヘッジなし＞

原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である米国優先リート・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）

8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券

13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19.外国法人が発行する譲渡性預金証書
20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23.外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記1.の証券または証書、上記13.および上記18.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記7.までの証券ならびに上記13.および上記18.の証券または証書のうち上記2.から上記7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14.の証券および上記15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1．預金
2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

2019年6月28日現在、各ファンドが実質的に純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券（リート）はありません。

（参考）各ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	**米国優先リート・マザーファンド**

基本方針	**この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。**
主な投資対象	**米国の金融商品取引所に上場されているリート（不動産投資信託または不動産投資法人）が発行する優先証券（優先リート）を主要投資対象とします。**
投資態度	**①主として米国の金融商品取引所に上場されている優先リートに投資します。また、普通リート（*）にも投資します。** **(*) 当ファンドでは、リートのうち株式会社の普通株に相当するものを「普通リート」、また優先株に相当するものを「優先リート」といいます。** **②銘柄選択にあたっては、マクロ経済調査による投資環境の分析に加え、個別銘柄の収益動向、配当利回り、バリュエーション、流動性等の各種分析にもとづき、割安と判断される銘柄を選定します。** **③ポートフォリオの構築にあたっては、優先リートと普通リートの組入比率を概ね8：2程度とすることをめざします。** **④優先リートならびに普通リート等の運用にあたってはセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。** **⑤組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。** **⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。**
運用プロセス	**・トップダウンによるマクロ経済指標の分析からのセクター等の分析とボトムアップによる個別銘柄分析を組合せてポートフォリオの構築を行います。** **・ボトムアップアプローチでは、「定性評価」と「定量評価」を組合せて行います。「定性評価」では、経営戦略・ガバナンスなどの観点から銘柄の評価を行います。「定量評価」では、賃料・空室率といった不動産運営の評価とともに、伝統的な不動産バリュエ―ション指標やセンタースクエア独自のモデルなどを活用して、銘柄の評価を行います。中でも定量評価によるバリュエーション分析（割安度分析）を重視します。** **・ポートフォリオ構築にあたっては、リスク調整後の安定的なリターン獲得をめざすため、トップダウンとボトムアップの分析結果を総合的に勘案し、さらにアクティブエクスポージャーやリスク指標また流動性などを加味して、ポートフォリオの構築を行います。**

主な投資制限	①外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑥非株式への投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

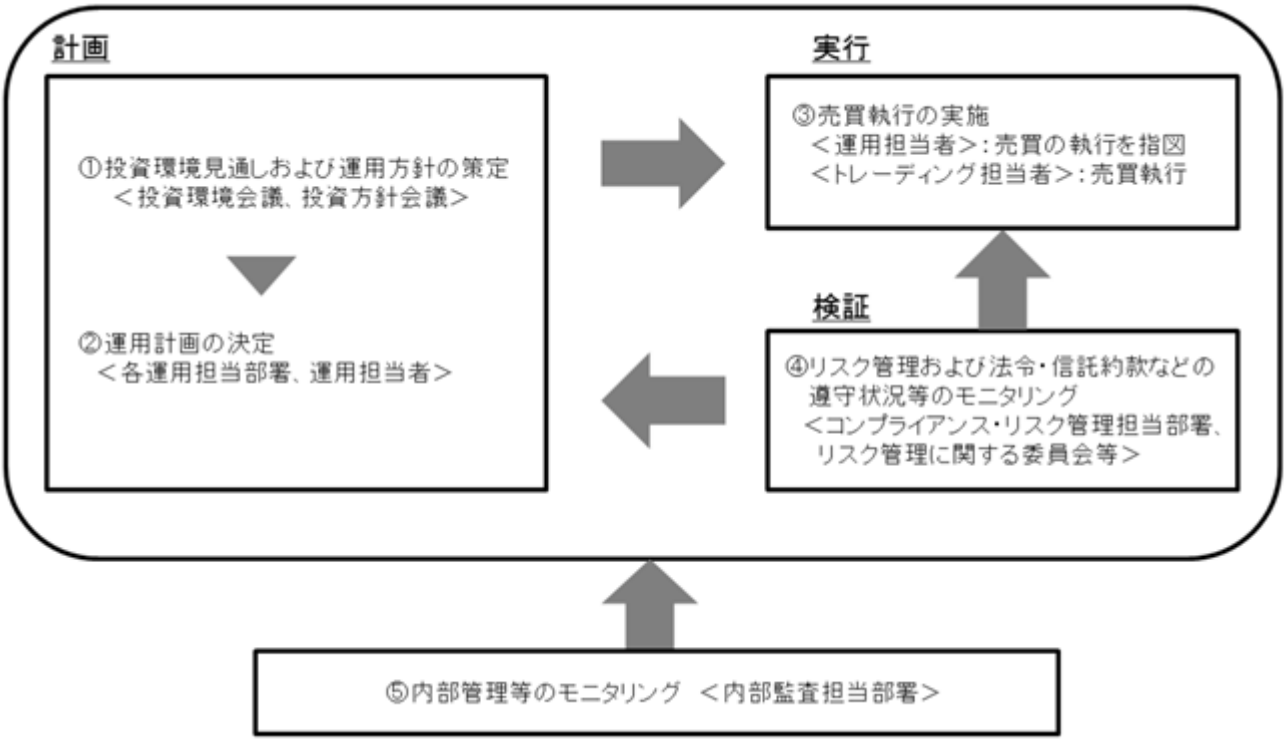

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を

作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。
定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

当ファンドが投資対象とする米国優先リート・マザーファンドはセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに米国優先リート・マザーファンドの優先リートならびに普通リート等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

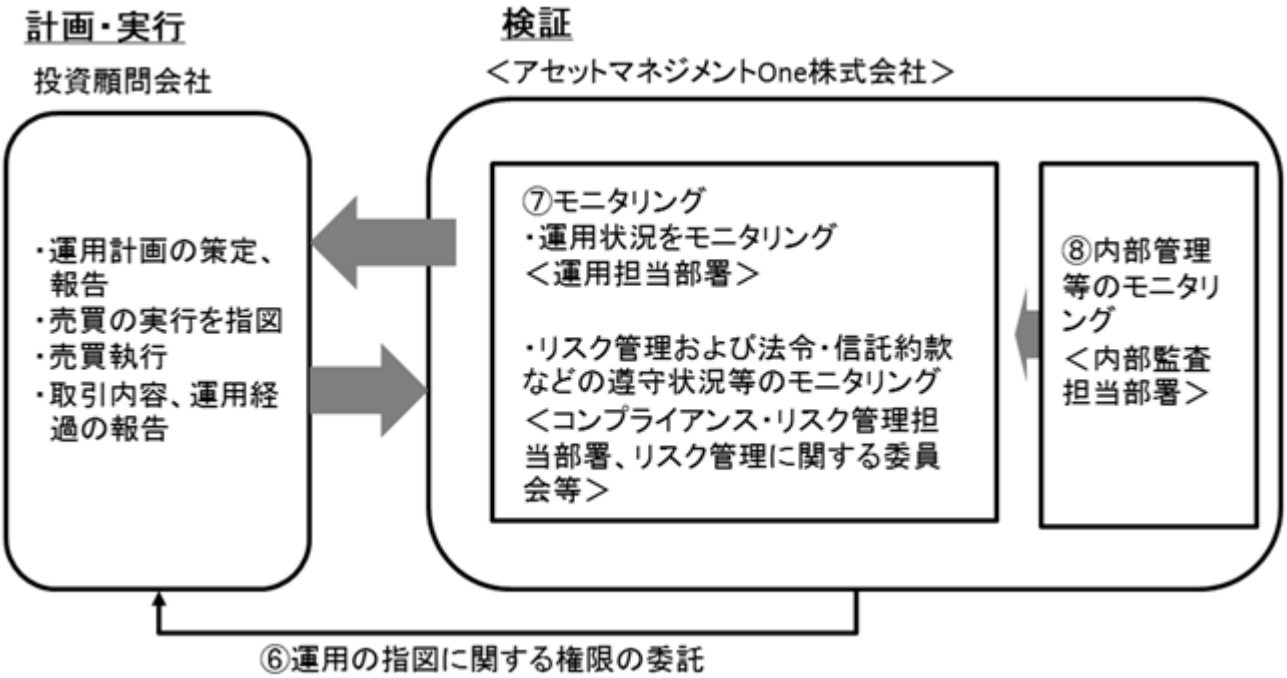

⑥　運用の指図に関する権限の委託

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは投資一任契約に基づいて米国優先リート・マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

⑦　モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑧　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※＜為替ダイナミックヘッジ＞の為替予約取引について、株式会社みずほ銀行およびみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社と「リスクコントロールモデル為替予約取引に関する契約」を締結し、実施しております。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

米国優先リート・マザーファンドの運用指図の委託先の運用体制は以下の通りです。

米国優先リート・マザーファンドについて、優先リートならびに普通リート等の運用にあたってはセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

＜運用体制＞

①当ファンドはセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーのリサーチチームの推奨に基づき、ポートフォリオ・マネジャーが運用責任者となって運用を行います。

②リサーチチームは投資ユニバース内の証券につき、セクター別に担当が決まっています。

各リサーチメンバーはトップダウン・アプローチによる投資環境の分析に加え、ボトムアップ・アプローチの徹底した銘柄調査を行っています。またトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに加え、個々の銘柄のデフォルトリスク等を把握することでポートフォリオのリスクも管理しています。

リサーチチームでは定期的なミーティングを行い、調査をもとに投資収益性の高い銘柄や投資収益性の低い銘柄についての見通し、売り推奨、買い推奨について議論します。

③②のリサーチチームの意見に基づき、最終的な意思決定はポートフォリオ・マネジャーが行います。

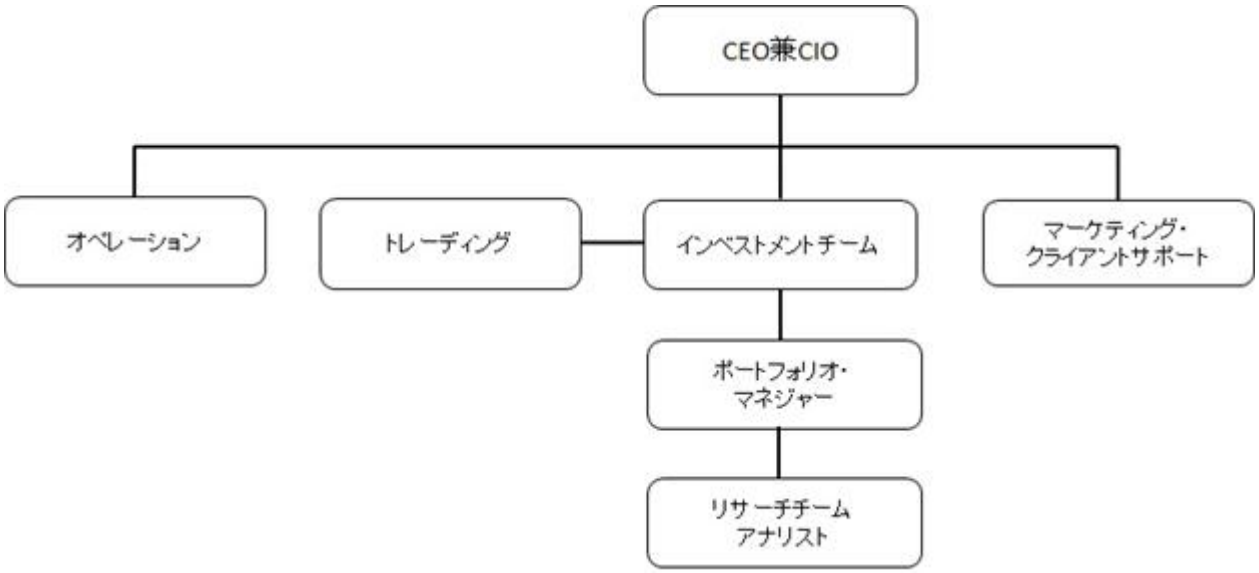

④運用に関するリスク管理は、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

ポートフォリオレビューミーティング（原則毎週開催）	**ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。**
コンプライアンス・リスク管理委員会（原則6ヵ月毎および適宜開催）	**コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。**
コンプライアンス・オフィサー	**コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙に努めます。**
リスク・マネジメント・ オフィサー	**運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。**

（参考）センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーのリスク管理項目

投資制限	ファンダメンタルズ	リスク管理指標	流動性
・個別銘柄 ・セクター ・地域 ・市場規模 ・その他	・成長率 ・配当利回り ・その他	・標準偏差 ・ベータ ・予想変動率 （ボラティリティ） ・ＶａＲ ・推定トラッキングエラー ・アトリビューション ・その他	・日々の売買実行 ・日次売買量 ・その他

出所：センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

※上記体制は2019年6月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月20日。（休業日の場合は翌営業日。））に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

また、毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2 収益分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1.信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当す

る金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

④同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑤スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑦非株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

1）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2）上記1）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2）上記1）の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2.株式分割により取得する株券
3.有償増資により取得する株券
4.売出しにより取得する株券
5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第23条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマ

ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されている額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されている額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されている額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対

象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されている額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第24条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4）上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4）上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5）において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5）において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6）上記5）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2）上記1）1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑮特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図（約款第29条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2）上記1）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3）上記2）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4）上記2）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ（約款第35条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以

内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

≪基準価額の主な変動要因≫

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

■リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値および当該不動産等による賃貸収入の増減によって変動します。

リートは株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は不動産市況の変動、景気や金利・株式市況等の動向などによって変動します。

その他にも、投資対象不動産の老朽化・災害に伴う損害などは不動産等の価値が低下する要因となり、また、リートが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性もあります。

ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

■優先リート固有のリスク

優先リートの繰上償還や配当支払いの繰延等は、基準価額の下落要因となります。

●繰上償還リスク

優先リートには、繰上償還条項がついているものが多く、繰上償還の実施は発行体が決定し、この決定が優先リートの価格に影響し、基準価額が下がる場合があります。

●配当の繰延リスク

優先リートには、配当の支払繰延条項がついているものがあり、発行体の業績の著しい悪化等により、配当の支払いが繰延べまたは停止されることがあります。この場合、期待される配当が得られないこととなり、基準価額が下がる場合があります。

■法制度等のリスク

リート・不動産等の法制度の変更は、基準価額の下落要因となる場合があります。

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、リートの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

■為替リスク

＜為替ダイナミックヘッジ＞

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、為替ダイナミックヘッジ手法を活用して、為替相場の変動等に合わせて機動的に対円での為替ヘッジを行い、円高時における為替差損の軽減をめざしますが、為替市場の動き等によっては効果的に機能しない場合があります。また、為替ダイナミックヘッジの対象は為替変動のみであり、リート価格または基準価額の変動は対象ではありません。為替ダイナミックヘッジのヘッジ比率は、0～100%の範囲で機動的に行われます。そのためファンドの基準価額は為替相場の影響を受けます。また為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

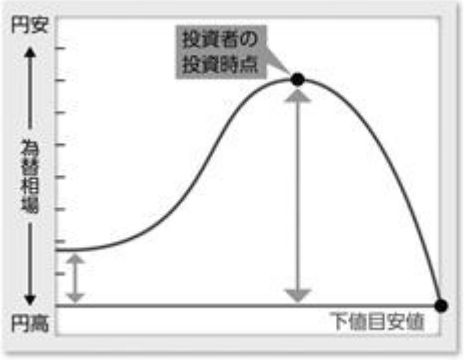

＜為替ダイナミックヘッジ＞は、一定期間における為替差損を一定範囲内に抑えることをめざしますが、損失が常に一定範囲に限定されるわけではないことにご留意ください。

一定期間中、円安が進行し、この時点で投資者が＜為替ダイナミックヘッジ＞へ投資し、その後、円高が進行した場合、為替差損は一定の範囲を超える場合があります。

＜為替ヘッジあり＞

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

＜為替ヘッジなし＞

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

■信用リスク

投資するリートの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

■流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。さらに、ファンドが組入れる優先リートは、普通リートと比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

○各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができます。

○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

・注意事項

イ．ファンドは、投資信託証券等の値動きのある有価証券（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

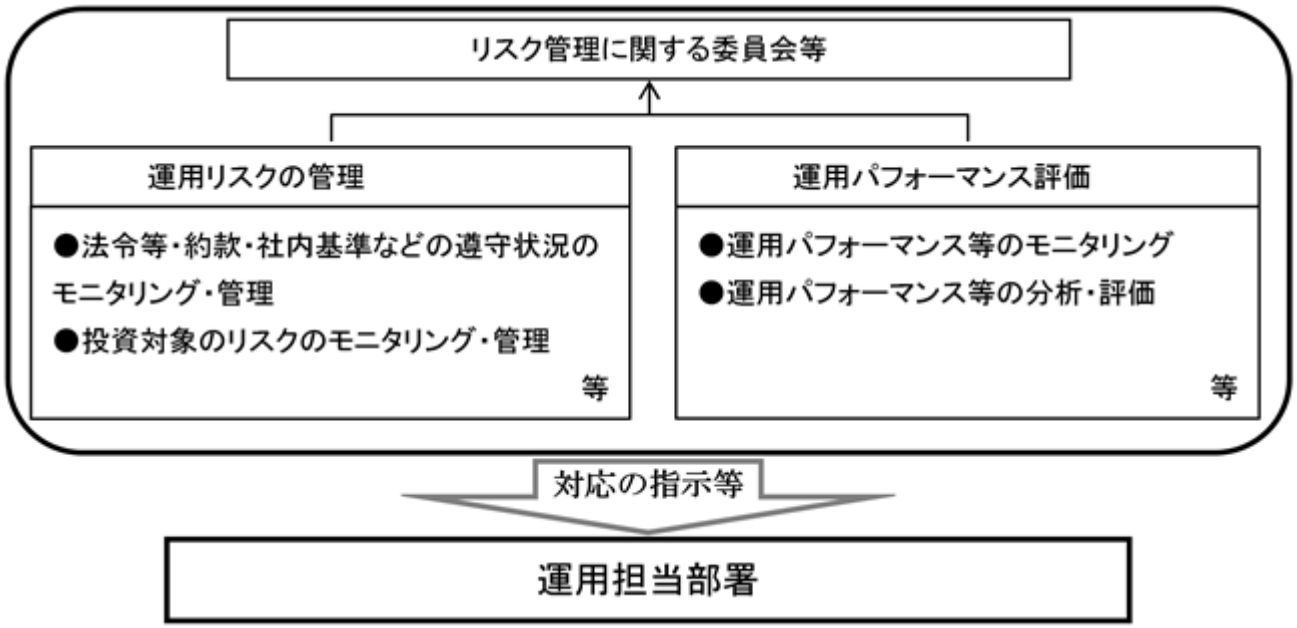

※リスク管理体制は2019年6月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

DIAM米国優先リートファンド<為替ダイナミックヘッジ>

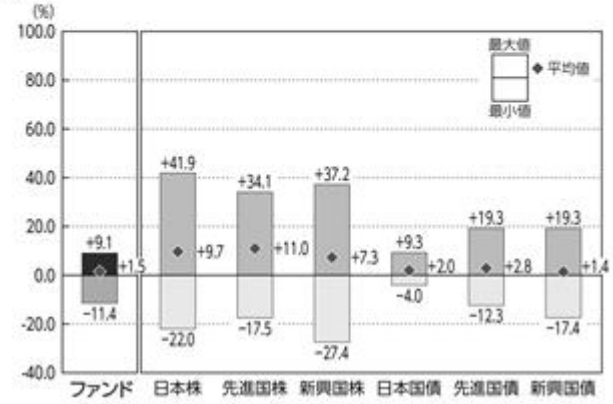

ファンド:2015年12月～2019年6月
代表的な資産クラス:2014年7月～2019年6月

DIAM米国優先リートファンド<為替ヘッジあり>

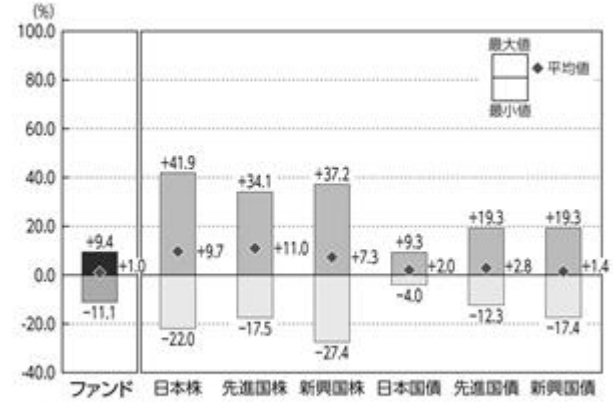

ファンド:2015年12月～2019年6月
代表的な資産クラス:2014年7月～2019年6月

DIAM米国優先リートファンド<為替ヘッジなし>

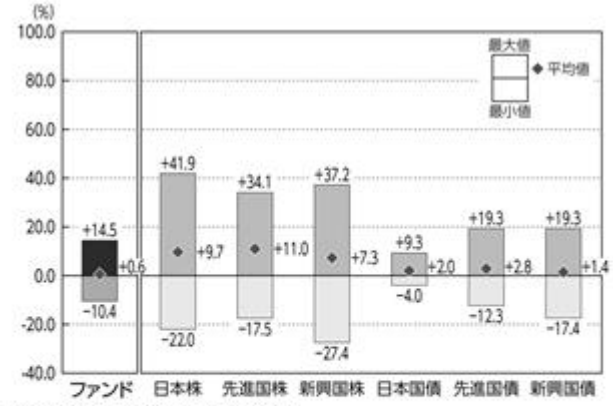

ファンド:2015年12月～2019年6月
代表的な資産クラス:2014年7月～2019年6月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊各資産クラスの指数

日 本 株… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	日本国債… NOMURA-BPI国債
先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%＊（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

＊消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬およびその配分は、日々の純資産総額に対して以下の通りとします。

ファンド名 信託報酬 税込（税抜）	信託報酬の配分（税抜）（年率） 委託会社	販売会社	受託会社
＜為替ダイナミックヘッジ＞ 年率1.9980%＊1 （税抜1.85%）	1.06%	0.75%	0.04%
＜為替ヘッジあり＞ 年率1.8792%＊2 （税抜1.74%）	0.95%	0.75%	0.04%
＜為替ヘッジなし＞ 年率1.8792%＊3 （税抜1.74%）	0.95%	0.75%	0.04%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

＊1　年率2.035%、＊2　年率1.914%、＊3　年率1.914%

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※各ファンドの信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに各ファンドの信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、米国優先リート・マザーファンドの優先リートならびに普通リート等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）に対する報酬（各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.475%）が含まれます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

○信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○法人の受益者に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2019年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について
受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金支払コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		772,453,689	97.62
	内　日本	772,453,689	97.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,816,764	2.38
純資産総額		791,270,453	100.00

その他資産の投資状況

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率(％)
為替予約取引（買建）		96,300,000	12.17
	－	96,300,000	12.17
為替予約取引（売建）		374,500,000	△47.33
	－	374,500,000	△47.33

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		381,015,928	97.53
	内　日本	381,015,928	97.53
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,642,611	2.47
純資産総額		390,658,539	100.00

その他資産の投資状況

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率(％)
為替予約取引（売建）		371,205,200	△95.02
	－	371,205,200	△95.02

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		489,414,362	97.48
	内　日本	489,414,362	97.48
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		12,673,791	2.52
純資産総額		502,088,153	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

米国優先リート・マザーファンド

令和1年6月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券		1,580,645,151	96.22
	内　アメリカ	1,580,645,151	96.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		62,168,338	3.78
純資産総額		1,642,813,489	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

令和1年6月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率(%) 償還日	投資比率
1	米国優先リート・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	680,815,873	1.1374 774,428,055	1.1346 772,453,689	－ －	97.62%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.62%
合計	97.62%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

令和1年6月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率(%) 償還日	投資比率
1	米国優先リート・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	335,815,202	1.1374 381,989,792	1.1346 381,015,928	－ －	97.53%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.53%
合計	97.53%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

令和1年6月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率(%) 償還日	投資比率
1	米国優先リート・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	431,354,101	1.1374 490,665,289	1.1346 489,414,362	－ －	97.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.48%
合計	97.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

米国優先リート・マザーファンド

令和1年6月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	KIMCO REALTY PFD 5.625 アメリカ	投資証券	34,100	2,349.82 80,128,930	2,731.39 93,140,692	－ －	5.67%
2	SITE CENTERS CORP PFD 6.25 アメリカ	投資証券	33,713	2,372.45 79,982,673	2,740.02 92,374,354	－ －	5.62%
3	VORNADO REALTY TRUST PFD 5.4 アメリカ	投資証券	32,349	2,317.48 74,968,322	2,685.04 86,858,646	－ －	5.29%
4	PUBLIC STORAGE A PFD 5.875 アメリカ	投資証券	30,497	2,659.17 81,096,991	2,776.67 84,680,117	－ －	5.15%
5	PS BUSINESS PARKS PFD 5.7 アメリカ	投資証券	29,500	2,498.57 73,707,879	2,750.80 81,148,623	－ －	4.94%
6	TAUBMAN CENTERS PFD 6.25 アメリカ	投資証券	29,000	2,560.01 74,240,362	2,797.15 81,117,364	－ －	4.94%
7	HERSHA HOSPITALITY TRUST PFD 6.5 E アメリカ	投資証券	21,500	2,216.16 47,647,491	2,682.89 57,682,201	－ －	3.51%
8	AMERICAN HOMES 4 RENT PFD 6.35 アメリカ	投資証券	19,500	2,338.41 45,599,125	2,904.94 56,646,339	－ －	3.45%
9	PUBLIC STORAGE V PFD 5.375 アメリカ	投資証券	20,600	2,399.40 49,427,751	2,707.68 55,778,306	－ －	3.40%
10	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.5 アメリカ	投資証券	18,870	2,630.07 49,629,534	2,730.32 51,521,151	－ －	3.14%
11	NATIONAL RETAIL PROPERTIES PFD 5.2 アメリカ	投資証券	17,250	2,234.48 38,544,895	2,662.41 45,926,624	－ －	2.80%
12	NATIONAL RETAIL PROPERTIES PFD 5.7 アメリカ	投資証券	16,050	2,464.07 39,548,474	2,716.30 43,596,743	－ －	2.65%
13	SUNSTONE HOTEL INVESTORS PFD 6.95 アメリカ	投資証券	14,499	2,694.74 39,071,180	2,940.51 42,634,471	－ －	2.60%
14	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST PFD 5.0 アメリカ	投資証券	13,000	2,242.03 29,146,416	2,679.65 34,835,572	－ －	2.12%
15	HERSHA HOSPITALITY TRUST PFD 6.5 アメリカ	投資証券	13,000	2,198.91 28,585,908	2,658.10 34,555,318	－ －	2.10%
16	SUNSTONE HOTEL INVESTORS PFD 6.45 アメリカ	投資証券	10,419	2,543.84 26,504,310	2,879.07 29,997,039	－ －	1.83%

17	SUMMIT HOTEL PROPERTIES PFD 6.45 アメリカ	投資証券	9,736	2,317.48 22,563,033	2,727.08 26,550,919	－ －	1.62%
18	KIMCO REALTY PFD 5.5 アメリカ	投資証券	9,700	2,276.52 22,082,290	2,734.63 26,525,933	－ －	1.61%
19	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.375 アメリカ	投資証券	9,000	2,527.67 22,749,079	2,689.36 24,204,244	－ －	1.47%
20	AMERICAN HOMES 4 RENT PFD 5.875 アメリカ	投資証券	8,701	2,182.85 18,993,039	2,762.65 24,037,884	－ －	1.46%
21	DIGITAL REALTY TRUST PFD 5.875 アメリカ	投資証券	8,800	2,514.74 22,129,718	2,716.30 23,903,510	－ －	1.46%
22	BROOKFIELD PROPERTY PDF 6.375 アメリカ	投資証券	8,000	2,306.70 18,453,648	2,692.59 21,540,753	－ －	1.31%
23	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	400	39,714.14 15,885,659	53,699.90 21,479,960	－ －	1.31%
24	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	2,480	6,624.26 16,428,187	8,554.21 21,214,451	－ －	1.29%
25	STAG INDUSTRIAL PFD 6.875 アメリカ	投資証券	7,000	2,730.32 19,112,244	2,910.33 20,372,310	－ －	1.24%
26	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC PFD 5.875 アメリカ	投資証券	6,500	2,410.97 15,671,318	2,771.28 18,013,325	－ －	1.10%
27	SAUL CENTERS PFD 6.875 アメリカ	投資証券	6,107	2,657.02 16,226,442	2,892.00 17,661,478	－ －	1.08%
28	PS BUSINESS PARKS PFD 5.2 アメリカ	投資証券	6,500	2,196.76 14,278,941	2,671.03 17,361,735	－ －	1.06%
29	VENTAS INC アメリカ	投資証券	2,320	6,671.93 15,478,899	7,482.78 17,360,053	－ －	1.06%
30	SPIRIT REALTY CAPITAL INC PFD 6.0 アメリカ	投資証券	6,000	2,242.03 13,452,192	2,657.02 15,942,141	－ －	0.97%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年6月28日現在

種類	投資比率
投資証券	96.22%
合計	96.22%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

令和1年6月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率
為替予約取引	－	アメリカ・ドル買／円売２０１９年０９月	買建	900,000	96,433,200	96,300,000	12.17%
		アメリカ・ドル売／円買２０１９年０９月	売建	3,500,000	373,926,000	374,500,000	△47.33%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

令和1年6月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率
為替予約取引	－	アメリカ・ドル売／円買２０１９年０７月	売建	3,455,000	368,985,708	371,205,200	△95.02%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞
該当事項はありません。

（参考）
米国優先リート・マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（令和1年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成27年6月22日)	6,920	6,934	0.9759	0.9779
第2特定期間末 (平成27年12月21日)	6,350	6,363	0.9537	0.9557
第3特定期間末 (平成28年6月20日)	3,790	3,798	0.9606	0.9626
第4特定期間末 (平成28年12月20日)	2,618	2,624	0.9809	0.9829
第5特定期間末 (平成29年6月20日)	1,879	1,883	1.0070	1.0090
第6特定期間末 (平成29年12月20日)	1,503	1,506	1.0044	1.0064
第7特定期間末 (平成30年6月20日)	1,287	1,289	0.9529	0.9549
第8特定期間末 (平成30年12月20日)	831	833	0.8827	0.8847
第9特定期間末 (令和1年6月20日)	802	804	0.9630	0.9650
平成30年6月末日	1,291	－	0.9612	－
7月末日	1,159	－	0.9631	－
8月末日	1,108	－	0.9686	－
9月末日	959	－	0.9596	－
10月末日	891	－	0.9230	－
11月末日	861	－	0.9037	－
12月末日	812	－	0.8680	－
平成31年1月末日	853	－	0.9178	－
2月末日	875	－	0.9476	－
3月末日	883	－	0.9680	－
4月末日	830	－	0.9644	－
令和1年5月末日	798	－	0.9550	－
6月末日	791	－	0.9594	－

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成27年6月22日)	944	946	0.9785	0.9805
第2特定期間末 (平成27年12月21日)	692	693	0.9722	0.9742
第3特定期間末 (平成28年6月20日)	847	848	1.0191	1.0211
第4特定期間末 (平成28年12月20日)	696	698	0.9533	0.9553
第5特定期間末 (平成29年6月20日)	633	635	0.9974	0.9994
第6特定期間末 (平成29年12月20日)	497	498	0.9921	0.9941
第7特定期間末 (平成30年6月20日)	464	465	0.9444	0.9464
第8特定期間末 (平成30年12月20日)	372	373	0.8692	0.8712
第9特定期間末 (令和1年6月20日)	409	410	0.9715	0.9735
平成30年6月末日	468	－	0.9506	－
7月末日	466	－	0.9528	－
8月末日	422	－	0.9604	－
9月末日	413	－	0.9387	－
10月末日	392	－	0.9042	－
11月末日	378	－	0.8848	－
12月末日	366	－	0.8596	－
平成31年1月末日	390	－	0.9155	－
2月末日	399	－	0.9429	－
3月末日	409	－	0.9643	－
4月末日	406	－	0.9576	－
令和1年5月末日	405	－	0.9605	－
6月末日	390	－	0.9688	－

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成27年6月22日)	3,477	3,484	0.9979	0.9999
第2特定期間末 (平成27年12月21日)	3,426	3,433	0.9819	0.9839
第3特定期間末 (平成28年6月20日)	1,861	1,865	0.8984	0.9004
第4特定期間末 (平成28年12月20日)	1,287	1,289	0.9433	0.9453
第5特定期間末 (平成29年6月20日)	997	999	0.9523	0.9543
第6特定期間末 (平成29年12月20日)	790	792	0.9646	0.9666
第7特定期間末 (平成30年6月20日)	616	618	0.9059	0.9079
第8特定期間末 (平成30年12月20日)	504	505	0.8623	0.8643
第9特定期間末 (令和1年6月20日)	506	507	0.9401	0.9421
平成30年6月末日	618	－	0.9160	－
7月末日	618	－	0.9236	－
8月末日	557	－	0.9333	－
9月末日	549	－	0.9334	－
10月末日	529	－	0.8992	－
11月末日	517	－	0.8828	－
12月末日	493	－	0.8423	－
平成31年1月末日	510	－	0.8859	－
2月末日	534	－	0.9289	－
3月末日	540	－	0.9532	－
4月末日	524	－	0.9551	－
令和1年5月末日	513	－	0.9404	－
6月末日	502	－	0.9374	－

②【分配の推移】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

	１口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

	１口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

	１口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120

③【収益率の推移】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

	収益率(%)
第1特定期間	△1.8
第2特定期間	△1.0
第3特定期間	2.0
第4特定期間	3.4
第5特定期間	3.9
第6特定期間	0.9
第7特定期間	△3.9
第8特定期間	△6.1
第9特定期間	10.5

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

	収益率(%)
第1特定期間	△1.6
第2特定期間	0.6
第3特定期間	6.1
第4特定期間	△5.3
第5特定期間	5.9
第6特定期間	0.7
第7特定期間	△3.6
第8特定期間	△6.7
第9特定期間	13.2

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

ＤＩＡM米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

	収益率(%)
第1特定期間	0.4
第2特定期間	△0.4
第3特定期間	△7.3
第4特定期間	6.3
第5特定期間	2.2
第6特定期間	2.6
第7特定期間	△4.8
第8特定期間	△3.5
第9特定期間	10.4

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

	設定口数	解約口数
第1特定期間	7,293,052,718	202,264,049
第2特定期間	84,029,459	516,204,440
第3特定期間	22,391,655	2,735,036,623
第4特定期間	36,738,281	1,312,654,498
第5特定期間	99,258,206	902,538,821
第6特定期間	4,059,770	373,498,719
第7特定期間	4,688,861	151,289,714
第8特定期間	2,614,408	411,018,376
第9特定期間	1,886,115	110,769,229

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。
（注2） 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

	設定口数	解約口数
第1特定期間	974,420,836	8,838,039
第2特定期間	68,955,835	322,423,709
第3特定期間	412,613,020	293,493,760
第4特定期間	44,523,854	144,819,946
第5特定期間	6,137,415	101,552,176
第6特定期間	4,243,750	138,084,060
第7特定期間	4,308,944	14,072,092
第8特定期間	4,171,817	67,892,835
第9特定期間	3,097,288	9,730,082

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。
（注2） 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

	設定口数	解約口数
第1特定期間	3,812,868,129	327,813,333
第2特定期間	266,456,425	261,661,653
第3特定期間	28,687,939	1,446,412,528
第4特定期間	21,663,276	729,343,974
第5特定期間	6,337,254	323,448,633
第6特定期間	2,334,415	229,695,990
第7特定期間	1,893,701	140,938,694
第8特定期間	4,356,365	99,821,501
第9特定期間	1,066,092	47,794,600

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。
（注2） 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜＜参考情報＞＞

データの基準日:2019年6月28日

DIAM米国優先リートファンド<為替ダイナミックヘッジ>

基準価額・純資産の推移

〈2014年12月29日～2019年6月28日〉

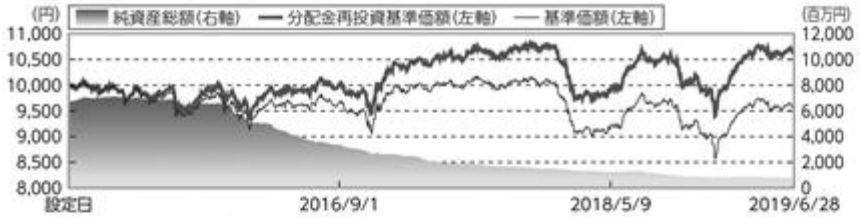

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2014年12月29日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第50期 (2019.02.20)	20円
第51期 (2019.03.20)	20円
第52期 (2019.04.22)	20円
第53期 (2019.05.20)	20円
第54期 (2019.06.20)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,020円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	比率
1	米国優先リート・マザーファンド	97.62%

※マザーファンドについては「マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2014年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

DIAM米国優先リートファンド<為替ヘッジあり>

基準価額・純資産の推移

〈2014年12月29日～2019年6月28日〉

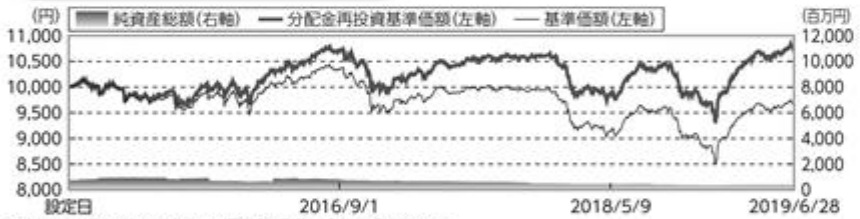

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2014年12月29日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第50期 (2019.02.20)	20円
第51期 (2019.03.20)	20円
第52期 (2019.04.22)	20円
第53期 (2019.05.20)	20円
第54期 (2019.06.20)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,020円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	比率
1	米国優先リート・マザーファンド	97.53%

※マザーファンドについては「マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2014年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年6月28日

DIAM米国優先リートファンド<為替ヘッジなし>

基準価額・純資産の推移

（2014年12月29日～2019年6月28日）

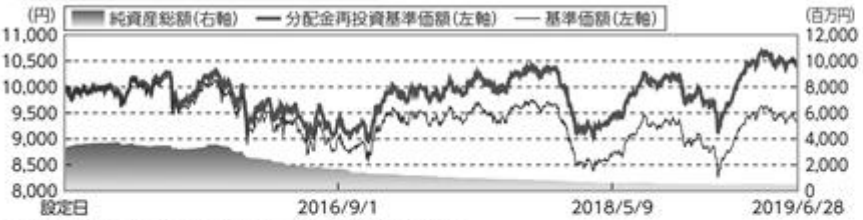

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2014年12月29日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移（税引前）

第50期　(2019.02.20)	20円
第51期　(2019.03.20)	20円
第52期　(2019.04.22)	20円
第53期　(2019.05.20)	20円
第54期　(2019.06.20)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,020円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	比率
1	米国優先リート・マザーファンド	97.48%

※マザーファンドについては「マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間収益率の推移（暦年ベース）

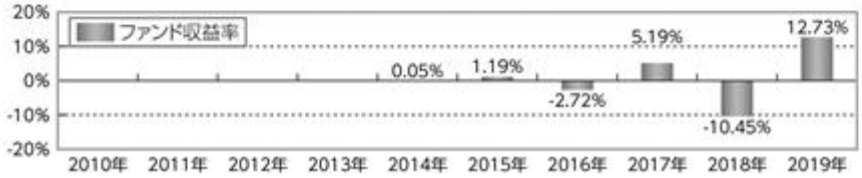

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2014年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

マザーファンドの主要な資産の状況

■米国優先リート・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国／地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
投資証券	96.22
内　アメリカ	96.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.78
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国／地域	比率
1	KIMCO REALTY PFD 5.625	アメリカ	5.67%
2	SITE CENTERS CORP PFD 6.25	アメリカ	5.62%
3	VORNADO REALTY TRUST PFD 5.4	アメリカ	5.29%
4	PUBLIC STORAGE A PFD 5.875	アメリカ	5.15%
5	PS BUSINESS PARKS PFD 5.7	アメリカ	4.94%
6	TAUBMAN CENTERS PFD 6.25	アメリカ	4.94%
7	HERSHA HOSPITALITY TRUST PFD 6.5 E	アメリカ	3.51%
8	AMERICAN HOMES 4 RENT PFD 6.35	アメリカ	3.45%
9	PUBLIC STORAGE V PFD 5.375	アメリカ	3.40%
10	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.5	アメリカ	3.14%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金支払コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ
・委託会社への照会
ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/
コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位
各販売会社が定める単位とします。
「分配金支払コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
※当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料
お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%＊（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
＊消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。
※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・払込期日
取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。
委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
※海外休業日には、解約の受付を行いません。
※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行っ

た当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
不動産投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2014年12月29日から原則として2019年12月20日までです。

※ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ.償還規定

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定 c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ．信託約款の変更等

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがい約款を変更します。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

米国優先リート・マザーファンドの投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、マザーファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL　http://www.am-one.co.jp/）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎年6月20日、12月20日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL　http://www.am-one.co.jp/）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。
受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。
再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。
受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年12月21日から令和1年6月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,478,435	22,997,113
親投資信託受益証券	806,553,059	774,428,055
派生商品評価勘定	24,500	22,500
未収入金	979,700	24,531,500
流動資産合計	847,035,694	821,979,168
資産合計	847,035,694	821,979,168
負債の部		
流動負債		
未払金	9,336,200	16,378,200
未払収益分配金	1,884,656	1,666,890
未払解約金	2,570,806	－
未払受託者報酬	30,478	29,375
未払委託者報酬	1,379,491	1,329,556
その他未払費用	2,596	2,493
流動負債合計	15,204,227	19,406,514
負債合計	15,204,227	19,406,514
純資産の部		
元本等		
元本	※1 942,328,118	※1 833,445,004
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △110,496,651	※2 △30,872,350
（分配準備積立金）	40,893,682	42,423,497
元本等合計	831,831,467	802,572,654
純資産合計	831,831,467	802,572,654
負債純資産合計	847,035,694	821,979,168

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△11,664,399	93,174,996
為替差損益	△28,617,000	△30,700
営業収益合計	△40,281,399	93,144,296
営業費用		
支払利息	10,983	8,375
受託者報酬	224,216	181,310
委託者報酬	※2 10,147,715	※2 8,206,272
その他費用	19,706	15,415
営業費用合計	10,402,620	8,411,372
営業利益又は営業損失（△）	△50,684,019	84,732,924
経常利益又は経常損失（△）	△50,684,019	84,732,924
当期純利益又は当期純損失（△）	△50,684,019	84,732,924
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,542,510	49,216
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△63,656,079	△110,496,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,227,850	5,715,886
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,227,850	5,715,886
剰余金減少額又は欠損金増加額	138,457	134,076
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	138,457	134,076
分配金	※1 12,788,456	※1 10,641,217
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△110,496,651	△30,872,350

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　※１　期首元本額	1,350,732,086円	942,328,118円
期中追加設定元本額	2,614,408円	1,886,115円
期中一部解約元本額	411,018,376円	110,769,229円
２．　受益権の総数	942,328,118口	833,445,004口
３．　※２　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は110,496,651円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,872,350円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　※１　分配金の計算過程	（自平成30年6月21日　至平成30年7月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,041,135円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,208,820円）及び分配準備積立金（50,957,955円）より分配対象収益は61,207,910円（1万口当たり462.52円）であり、うち2,646,698円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）	（自平成30年12月21日　至平成31年1月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,644,454円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,363,750円）及び分配準備積立金（40,593,708円）より分配対象収益は47,601,912円（1万口当たり508.64円）であり、うち1,871,718円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）

	（自平成30年7月21日　至平成30年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,844,347円）及び分配準備積立金（48,776,054円）より分配対象収益は51,620,401円（1万口当たり442.52円）であり、うち2,333,011円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日　至平成31年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（504,535円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,356,276円）及び分配準備積立金（42,907,615円）より分配対象収益は45,768,426円（1万口当たり494.09円）であり、うち1,852,632円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年8月21日　至平成30年9月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,122,872円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,544,366円）及び分配準備積立金（41,313,467円）より分配対象収益は47,980,705円（1万口当たり462.24円）であり、うち2,075,987円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年2月21日　至平成31年3月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,915,030円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,336,418円）及び分配準備積立金（40,969,896円）より分配対象収益は48,221,344円（1万口当たり527.90円）であり、うち1,826,910円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年9月21日　至平成30年10月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,432,746円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,382,219円）及び分配準備積立金（40,335,720円）より分配対象収益は46,150,685円（1万口当たり477.79円）であり、うち1,931,830円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日　至平成31年4月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,629,290円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,222,243円）及び分配準備積立金（41,636,793円）より分配対象収益は47,488,326円（1万口当たり549.94円）であり、うち1,727,043円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	

			（自平成30年10月23日　至平成30年11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,381,517円）及び分配準備積立金（41,481,265円）より分配対象収益は43,862,782円（1万口当たり457.79円）であり、うち1,916,274円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自平成30年11月21日　至平成30年12月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,883,967円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,360,329円）及び分配準備積立金（38,894,371円）より分配対象収益は45,138,667円（1万口当たり479.01円）であり、うち1,884,656円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年4月23日　至令和1年5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,195,378円）及び分配準備積立金（42,743,996円）より分配対象収益は44,939,374円（1万口当たり529.94円）であり、うち1,696,024円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年5月21日　至令和1年6月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,759,314円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,169,622円）及び分配準備積立金（40,331,073円）より分配対象収益は46,260,009円（1万口当たり555.05円）であり、うち1,666,890円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
２．	※２	当ファンドの主要投資対象である米国優先リート・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用	2,427,110円	1,945,729円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△20,603,827	△1,974,414
合計	△20,603,827	△1,974,414

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	前　期 平成30年12月20日 現在				当　期 令和1年6月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	390,694,500	－	390,670,000	24,500	267,447,500	－	267,425,000	22,500
アメリカ・ドル	390,694,500	－	390,670,000	24,500	267,447,500	－	267,425,000	22,500
合計	390,694,500	－	390,670,000	24,500	267,447,500	－	267,425,000	22,500

（注）時価の算定方法

１．特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8827円 (8,827円)	0.9630円 (9,630円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年6月20日現在

種　類	銘　柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	米国優先リート・マザーファンド	680,815,873	774,428,055	
親投資信託受益証券　合計		680,815,873	774,428,055	
合計		680,815,873	774,428,055	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年12月21日から令和1年6月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,091,512	11,661,016
親投資信託受益証券	358,161,637	391,989,792
派生商品評価勘定	－	7,407,439
未収入金	471,910	－
流動資産合計	373,725,059	411,058,247
資産合計	373,725,059	411,058,247
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	103,582	－
未払収益分配金	856,397	843,132
未払受託者報酬	13,448	14,871
未払委託者報酬	571,795	632,354
その他未払費用	1,138	1,256
流動負債合計	1,546,360	1,491,613
負債合計	1,546,360	1,491,613
純資産の部		
元本等		
元本	※1 428,198,854	※1 421,566,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △56,020,155	※2 △11,999,426
（分配準備積立金）	23,893,575	26,912,027
元本等合計	372,178,699	409,566,634
純資産合計	372,178,699	409,566,634
負債純資産合計	373,725,059	411,058,247

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△7,995,702	42,628,155
為替差損益	△14,885,257	9,683,656
営業収益合計	△22,880,959	52,311,811
営業費用		
支払利息	4,272	3,976
受託者報酬	90,655	85,569
委託者報酬	※2 3,854,398	※2 3,638,727
その他費用	18,688	7,234
営業費用合計	3,968,013	3,735,506
営業利益又は営業損失（△）	△26,848,972	48,576,305
経常利益又は経常損失（△）	△26,848,972	48,576,305
当期純利益又は当期純損失（△）	△26,848,972	48,576,305
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△533,638	△39,062
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△27,372,114	△56,020,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,255,320	734,868
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,255,320	734,868
剰余金減少額又は欠損金増加額	272,288	241,778
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	272,288	241,778
分配金	※1 5,315,739	※1 5,087,728
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△56,020,155	△11,999,426

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　※１　期首元本額	491,919,872円	428,198,854円
期中追加設定元本額	4,171,817円	3,097,288円
期中一部解約元本額	67,892,835円	9,730,082円
２．　受益権の総数	428,198,854口	421,566,060口
３．　※２　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は56,020,155円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,999,426円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　※１　分配金の計算過程	（自平成30年6月21日　至平成30年7月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,476,125円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,877,622円）及び分配準備積立金（25,021,207円）より分配対象収益は35,374,954円（1万口当たり722.27円）であり、うち979,555円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）	（自平成30年12月21日　至平成31年1月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,118,011円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,067,471円）及び分配準備積立金（23,726,169円）より分配対象収益は32,911,651円（1万口当たり772.77円）であり、うち851,782円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）

	（自平成30年7月21日　至平成30年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,101,486円）及び分配準備積立金（23,747,076円）より分配対象収益は30,848,562円（1万口当たり702.27円）であり、うち878,540円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日　至平成31年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（234,215円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,117,701円）及び分配準備積立金（24,992,398円）より分配対象収益は32,344,314円（1万口当たり758.26円）であり、うち853,116円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年8月21日　至平成30年9月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,897,571円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,146,372円）及び分配準備積立金（22,868,536円）より分配対象収益は31,912,479円（1万口当たり725.41円）であり、うち879,843円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年2月21日　至平成31年3月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,249,107円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,112,220円）及び分配準備積立金（24,192,397円）より分配対象収益は33,553,724円（1万口当たり791.32円）であり、うち848,048円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年9月21日　至平成30年10月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,574,366円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,073,837円）及び分配準備積立金（23,484,648円）より分配対象収益は32,132,851円（1万口当たり741.79円）であり、うち866,353円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日　至平成31年4月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,757,505円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,143,353円）及び分配準備積立金（25,593,456円）より分配対象収益は34,494,314円（1万口当たり812.75円）であり、うち848,828円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	

			（自平成30年10月23日　至平成30年11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,018,639円）及び分配準備積立金（23,839,951円）より分配対象収益は30,858,590円（1万口当たり721.79円）であり、うち855,051円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自平成30年11月21日　至平成30年12月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,765,072円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,066,348円）及び分配準備積立金（22,984,900円）より分配対象収益は31,816,320円（1万口当たり743.03円）であり、うち856,397円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年4月23日　至令和1年5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（226,611円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,116,788円）及び分配準備積立金（26,290,624円）より分配対象収益は33,634,023円（1万口当たり798.13円）であり、うち842,822円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年5月21日　至令和1年6月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,091,125円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,139,452円）及び分配準備積立金（25,664,034円）より分配対象収益は34,894,611円（1万口当たり827.74円）であり、うち843,132円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
２．	※２	当ファンドの主要投資対象である米国優先リート・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用	979,091円	913,911円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△9,149,346	△977,940
合計	△9,149,346	△977,940

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	前　期 平成30年12月20日 現在				当　期 令和1年6月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	346,571,458	－	346,675,040	△103,582	378,468,389	－	371,060,950	7,407,439
アメリカ・ドル	346,571,458	－	346,675,040	△103,582	378,468,389	－	371,060,950	7,407,439
合計	346,571,458	－	346,675,040	△103,582	378,468,389	－	371,060,950	7,407,439

（注）時価の算定方法

１．特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8692円 (8,692円)	0.9715円 (9,715円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年6月20日現在

種　類	銘　柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	米国優先リート・マザーファンド	344,606,411	391,989,792	
親投資信託受益証券　合計		344,606,411	391,989,792	
合計		344,606,411	391,989,792	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年12月21日から令和1年6月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,964,446	14,676,558
親投資信託受益証券	489,247,190	493,684,934
流動資産合計	507,211,636	508,361,492
資産合計	507,211,636	508,361,492
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,170,922	1,077,465
未払解約金	418,137	－
未払受託者報酬	18,326	18,716
未払委託者報酬	779,176	795,819
その他未払費用	1,552	1,587
流動負債合計	2,388,113	1,893,587
負債合計	2,388,113	1,893,587
純資産の部		
元本等		
元本	※1 585,461,198	※1 538,732,690
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △80,637,675	※2 △32,264,785
（分配準備積立金）	29,380,958	30,779,925
元本等合計	504,823,523	506,467,905
純資産合計	504,823,523	506,467,905
負債純資産合計	507,211,636	508,361,492

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△11,160,681	56,737,744
営業収益合計	△11,160,681	56,737,744
営業費用		
支払利息	5,796	5,138
受託者報酬	121,117	112,046
委託者報酬	※2 5,149,320	※2 4,764,149
その他費用	10,585	9,481
営業費用合計	5,286,818	4,890,814
営業利益又は営業損失（△）	△16,447,499	51,846,930
経常利益又は経常損失（△）	△16,447,499	51,846,930
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,447,499	51,846,930
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△991,713	△18,084
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△64,090,247	△80,637,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,564,447	3,338,276
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,564,447	3,338,276
剰余金減少額又は欠損金増加額	419,684	92,831
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	419,684	92,831
分配金	※1 7,236,405	※1 6,737,569
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△80,637,675	△32,264,785

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　※１　期首元本額	680,926,334円	585,461,198円
期中追加設定元本額	4,356,365円	1,066,092円
期中一部解約元本額	99,821,501円	47,794,600円
２．　受益権の総数	585,461,198口	538,732,690口
３．　※２　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は80,637,675円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,264,785円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　※１　分配金の計算過程	（自平成30年6月21日　至平成30年7月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,438,210円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,794,273円）及び分配準備積立金（30,411,115円）より分配対象収益は35,643,598円（1万口当たり530.08円）であり、うち1,344,845円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）	（自平成30年12月21日　至平成31年1月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,785,295円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,778,730円）及び分配準備積立金（29,380,958円）より分配対象収益は33,944,983円（1万口当たり579.58円）であり、うち1,171,359円（1万口当たり20円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）

	（自平成30年7月21日　至平成30年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,599,849円）及び分配準備積立金（28,844,189円）より分配対象収益は30,444,038円（1万口当たり510.08円）であり、うち1,193,699円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年1月22日　至平成31年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（309,931円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,760,190円）及び分配準備積立金（30,465,837円）より分配対象収益は32,535,958円（1万口当たり564.96円）であり、うち1,151,788円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年8月21日　至平成30年9月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,627,300円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,588,161円）及び分配準備積立金（27,277,048円）より分配対象収益は31,492,509円（1万口当たり534.69円）であり、うち1,177,977円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年2月21日　至平成31年3月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,075,492円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,751,999円）及び分配準備積立金（29,317,501円）より分配対象収益は34,144,992円（1万口当たり598.91円）であり、うち1,140,231円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
	（自平成30年9月21日　至平成30年10月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,115,224円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,597,841円）及び分配準備積立金（28,704,019円）より分配対象収益は32,417,084円（1万口当たり550.62円）であり、うち1,177,465円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年3月21日　至平成31年4月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,462,025円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,706,080円）及び分配準備積立金（30,271,978円）より分配対象収益は34,440,083円（1万口当たり623.49円）であり、うち1,104,746円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	

			（自平成30年10月23日　至平成30年11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,755,867円）及び分配準備積立金（29,327,574円）より分配対象収益は31,083,441円（1万口当たり530.66円）であり、うち1,171,497円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自平成30年11月21日　至平成30年12月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,421,222円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,766,899円）及び分配準備積立金（28,130,658円）より分配対象収益は32,318,779円（1万口当たり552.02円）であり、うち1,170,922円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成31年4月23日　至令和1年5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,694,489円）及び分配準備積立金（31,255,644円）より分配対象収益は32,950,133円（1万口当たり603.49円）であり、うち1,091,980円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自令和1年5月21日　至令和1年6月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,103,070円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,680,496円）及び分配準備積立金（29,754,320円）より分配対象収益は33,537,886円（1万口当たり622.53円）であり、うち1,077,465円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
２．	※２	当ファンドの主要投資対象である米国優先リート・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用	1,299,417円	1,203,843円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前　期 自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	当　期 自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△12,497,964	△1,258,627
合計	△12,497,964	△1,258,627

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前　期 平成30年12月20日現在	当　期 令和1年6月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8623円 (8,623円)	0.9401円 (9,401円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年6月20日現在

種　類	銘　柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	米国優先リート・マザーファンド	434,008,734	493,684,934	
親投資信託受益証券　合計		434,008,734	493,684,934	
合計		434,008,734	493,684,934	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞」、「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞」、「ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞」は、「米国優先リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「米国優先リート・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科　　目	注記番号	平成30年12月20日現在	令和1年6月20日現在
資産の部			
流動資産			
預金		4,660,888	14,188,537
コール・ローン		53,106,890	51,124,940
投資証券		1,586,965,096	1,586,380,525
未収配当金		9,252,756	8,339,673
流動資産合計		1,653,985,630	1,660,033,675
資産合計		1,653,985,630	1,660,033,675
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		－	－
負債合計		－	－
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,625,036,243	1,459,431,018
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		28,949,387	200,602,657
元本等合計		1,653,985,630	1,660,033,675
純資産合計		1,653,985,630	1,660,033,675
負債純資産合計		1,653,985,630	1,660,033,675

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年12月20日現在	令和1年6月20日現在
１．　※１　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,224,594,123円	1,625,036,243円
同期中追加設定元本額	－円	12,088,048円
同期中一部解約元本額	599,557,880円	177,693,273円
元本の内訳		
ファンド名		
ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞	792,447,494円	680,815,873円
ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞	351,897,856円	344,606,411円
ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞	480,690,893円	434,008,734円
計	1,625,036,243円	1,459,431,018円
２．　受益権の総数	1,625,036,243口	1,459,431,018口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成30年6月21日 至　平成30年12月20日	自　平成30年12月21日 至　令和1年6月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年12月20日現在	令和1年6月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成30年12月20日現在	令和1年6月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△188,403,070	191,292,252
合計	△188,403,070	191,292,252

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年12月21日から平成30年12月20日まで及び平成30年12月21日から令和1年6月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成30年12月20日現在	令和1年6月20日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0178円 (10,178円)	1.1375円 (11,375円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年6月20日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	474.000	70,886.700	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	1,520.000	38,319.200	
		AMERICAN HOMES 4 RENT PFD 5.875	8,701.000	223,354.670	
		AMERICAN HOMES 4 RENT PFD 6.35	19,500.000	517,335.000	
		AMERICOLD REALTY TRUST	1,459.000	48,832.730	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	700.000	146,433.000	
		BOSTON PROPERTIES INC	390.000	53,547.000	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	2,010.000	30,793.200	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,886.000	34,966.440	
		BROOKFIELD PROPERTY PDF 6.375	8,000.000	200,400.000	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	550.000	58,872.000	
		COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	1,390.000	30,997.000	
		CUBESMART	1,980.000	67,716.000	
		CYRUSONE INC	1,300.000	79,664.000	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	2,790.000	29,016.000	
		DIGITAL REALTY TRUST PFD 5.875	8,800.000	221,584.000	
		DUKE REALTY TRUST	1,830.000	59,072.400	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	2,750.000	43,560.000	
		EQUINIX INC	400.000	204,468.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,560.000	122,350.800	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	110.000	33,181.500	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	370.000	40,363.300	
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST PFD 5.0	13,000.000	324,220.000	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	280.000	37,909.200	
		HCP INC	2,860.000	92,749.800	
		HEALTHCARE TRUST OF AMERICA INC	2,090.000	60,923.500	

		HERSHA HOSPITALITY TRUST PFD 6.5	13,000.000	315,510.000	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST PFD 6.5 E	21,500.000	519,870.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	2,060.000	38,048.200	
		INVITATION HOMES INC	2,641.000	73,287.750	
		IRON MOUNTAIN INC	1,729.000	56,296.240	
		JBG SMITH PROPERTIES	1,289.000	53,313.040	
		KILROY REALTY CORP	870.000	68,138.400	
		KIMCO REALTY PFD 5.5	9,700.000	244,149.000	
		KIMCO REALTY PFD 5.625	34,100.000	868,186.000	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	620.000	31,465.000	
		MACK CALI	1,540.000	37,037.000	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES PFD 5.2	17,250.000	428,835.000	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES PFD 5.7	16,050.000	404,941.500	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	1,470.000	41,645.100	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	740.000	21,482.200	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.3	1,000.000	25,350.000	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.375	9,000.000	226,800.000	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD 6.5	18,870.000	480,618.900	
		PENNSYLVANIA REIT PFD 7.375	6,300.000	136,899.000	
		PROLOGIS INC	2,480.000	202,194.400	
		PS BUSINESS PARKS PFD 5.2	6,500.000	160,745.000	
		PS BUSINESS PARKS PFD 5.7	29,500.000	744,875.000	
		PUBLIC STORAGE	200.000	48,464.000	
		PUBLIC STORAGE A PFD 5.875	30,497.000	787,127.570	
		PUBLIC STORAGE V PFD 5.375	20,600.000	519,532.000	
		REALTY INCOME CORP	960.000	70,291.200	
		REGENCY CENTERS CORP	660.000	46,028.400	
		RETAIL PROPERTIES OF AMERICA INC	3,810.000	47,167.800	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	970.000	39,818.500	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC PFD 5.875	6,500.000	168,350.000	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC PFD 5.875	1,100.000	27,786.000	

		SABRA HEALTH CARE REIT INC	1,240.000	24,973.600	
		SAUL CENTERS PFD 6.875	6,107.000	161,835.500	
		SERITAGE GROWTH PROPERTIES PFD 7.0	4,000.000	97,400.000	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	770.000	127,257.900	
		SITE CENTERS CORP PFD 6.25	33,713.000	863,052.800	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC PFD 6.0	6,000.000	149,400.000	
		STAG INDUSTRIAL INC	1,600.000	50,208.000	
		STAG INDUSTRIAL PFD 6.875	7,000.000	189,700.000	
		STORE CAPITAL CORP	1,290.000	45,395.100	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES PFD 6.25	5,500.000	137,225.000	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES PFD 6.45	9,736.000	247,781.200	
		SUN COMMUNITIES INC	770.000	100,069.200	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	2,020.000	28,037.600	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS PFD 6.45	10,419.000	270,998.190	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS PFD 6.95	14,499.000	391,183.020	
		TAUBMAN CENTERS PFD 6.25	29,000.000	743,270.000	
		THE MACERICH COMPANY	1,410.000	49,307.700	
		URBAN EDGE PROPERTIES	1,860.000	33,405.600	
		URSTADT BIDDLE PROPERTIES PFD 6.25	3,000.000	79,620.000	
		VENTAS INC	2,320.000	161,588.000	
		VEREIT INC	8,700.000	83,607.000	
		VORNADO REALTY TRUST PFD 5.4	32,349.000	807,754.530	
		WP CAREY INC	800.000	68,488.000	
	アメリカ・ドル　小計		534,309.000	14,717,325.580 (1,586,380,525)	
投資証券　合計			534,309	1,586,380,525 (1,586,380,525)	
合計				1,586,380,525 (1,586,380,525)	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）１．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　80銘柄	95.56%	100%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞

令和1年6月28日現在

Ⅰ　資産総額	**798,028,598円**
Ⅱ　負債総額	**6,758,145円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**791,270,453円**
Ⅳ　発行済数量	**824,790,171口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.9594円**

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞

令和1年6月28日現在

Ⅰ　資産総額	**400,698,790円**
Ⅱ　負債総額	**10,040,251円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**390,658,539円**
Ⅳ　発行済数量	**403,240,030口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.9688円**

ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞

令和1年6月28日現在

Ⅰ　資産総額	**505,319,782円**
Ⅱ　負債総額	**3,231,629円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**502,088,153円**
Ⅳ　発行済数量	**535,614,944口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.9374円**

（参考）

米国優先リート・マザーファンド

令和1年6月28日現在

Ⅰ　資産総額	**1,644,227,155円**
Ⅱ　負債総額	**1,413,666円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**1,642,813,489円**
Ⅳ　発行済数量	**1,447,985,176口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**1.1346円**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年6月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2019年6月28日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年6月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,148,126,943,859
追加型株式投資信託	868	13,507,046,429,619
単位型公社債投資信託	45	133,655,540,124
単位型株式投資信託	164	1,255,969,173,901
合計	1,103	16,044,798,087,503

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第33期 （2018年3月31日現在）		第34期 （2019年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		49,071,217		41,087,475
金銭の信託		12,083,824		18,773,228
有価証券		－		153,518
未収委託者報酬		11,769,015		12,438,085
未収運用受託報酬		4,574,225		3,295,109
未収投資助言報酬		341,689		327,064
未収収益		59,526		56,925
前払費用		569,431		573,874
その他		427,238		491,914
流動資産計		78,896,169		77,197,195
固定資産				
有形固定資産		1,643,826		1,461,316
建物	※1	1,156,953	※1	1,096,916
器具備品	※1	476,504	※1	364,399
建設仮勘定		10,368		－
無形固定資産		1,934,700		2,411,540
ソフトウエア		1,026,319		885,545
ソフトウエア仮勘定		904,389		1,522,040
電話加入権		3,931		3,931
電信電話専用施設利用権		60		23
投資その他の資産		8,270,313		9,269,808
投資有価証券		1,721,433		1,611,931
関係会社株式		3,229,196		4,499,196
長期差入保証金		1,518,725		1,312,328
繰延税金資産		1,699,533		1,748,459
その他		101,425		97,892
固定資産計		11,848,840		13,142,665
資産合計		90,745,010		90,339,861

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	－
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	－
運用責任準備積立金	200,000	－
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）		第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）		第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		－
投資信託解約益		236,398		－
投資信託償還益		93,177		－
受取負担金		－		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		－		17,542
投資信託解約損		4,138		－
投資信託償還損		17,065		－
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		－		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		－
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	※1 1,492,680		※1 －	
本社移転費用引当金戻入額		138,294		－
その他特別利益		350		－
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	※2 36,992		※2 19,121	
固定資産売却損		134		－
退職給付制度終了損		690,899		－
システム移行損失		76,007		－
その他特別損失		50		－
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		△249,832		△71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									△ 3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3,200,000	△ 3,200,000			△ 3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金の取崩									△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,100,000	△300,000	△200,000	△ 5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	－	－	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

※1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関係会社株式売却益	1,492,680	－

※2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウエア	28,472	17,130
電話加入権	3	－

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	49,071,217	49,071,217	－
（2）金銭の信託	12,083,824	12,083,824	－
（3）未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	－
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,448,968	1,448,968	－
資産計	78,947,251	78,947,251	－
（1）未払手数料	4,629,133	4,629,133	－
負債計	4,629,133	4,629,133	－

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	41,087,475	41,087,475	－
（2）金銭の信託	18,773,228	18,773,228	－
（3）未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	－
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,488,684	1,488,684	－
資産計	77,082,582	77,082,582	－
（1）未払手数料	4,883,723	4,883,723	－
負債計	4,883,723	4,883,723	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
①非上場株式	272,464	276,764
②関係会社株式	3,229,196	4,499,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	49,071,217	―	―	―
（2）金銭の信託	12,083,824	―	―	―
（3）未収委託者報酬	11,769,015	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	―	―	―
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	3,995	―	―

第34期（2019年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	41,087,475	―	―	―
（2）金銭の信託	18,773,228	―	―	―
（3）未収委託者報酬	12,438,085	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	―	―	―
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	―

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第33期（2018年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,674千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	544,326	479,323	―
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	394,222	353,644	－
投資信託	－	－	－

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	△10,147
退職給付の支払額	△111,758	△158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,316,796	－
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	－
その他	－	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
年金資産の期首残高	1,363,437	－
期待運用収益	17,042	－
事業主からの拠出額	36,672	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,417,152	－
年金資産の期末残高	－	－

（3）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第33期（2018年3月31日現在）	第34期（2019年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	△204,636	△150,568
未認識過去勤務費用	△312,836	△243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	△17,042	－
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	－
その他	△1,620	△3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失（注）	690,899	－

（注）特別損失に計上しております。

（5）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～4.42%

3.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	△300,927	－
退職給付費用	53,156	－
制度への拠出額	△35,640	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	－
退職一時金制度改定に伴う振替額	△108,189	－
退職給付引当金の期末残高	－	－

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度 53,156千円　当事業年度－千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	－	138,994
運用受託報酬	－	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額（一括償却資産）	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額（税法上）	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	－
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△281,720	△321,067
繰延税金負債合計	△281,720	△321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価　MHAMの普通株式　144,212,500千円
取得原価　144,212,500千円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
流動資産	－千円	－千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	－千円	－千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円
（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

（2）損益計算書項目

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
営業収益	－千円	－千円
営業利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
経常利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円	△9,091,728千円
当期純利益	△7,419,617千円	△7,489,721千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭	△187,243円04銭
（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
								子会社株式の取得	1,270,000	―	―
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

（注3）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社（新商号：アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社）としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a．名称

みずほ信託銀行株式会社

b．資本金の額

2019年3月末日現在　　247,369百万円

c．事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2019年3月末日現在

(3)投資顧問会社

a．名称

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

b．資本金の額

2019年6月末日現在　　63.1百万米ドル

c．事業の内容

主として、米国証券取引委員会の登録（The Investment Adviser Act of 1940）に基づき、投資運用業務を営んでおります。

２【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

(1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

(2)信託財産の計算

(3)信託財産に関する報告書の作成

(4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

(1)募集の取扱い

(2)追加設定の申込事務

(3)信託契約の一部解約事務

(4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

(5)受益者に対する収益分配金の再投資

(6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7)その他上記に付帯する業務

３【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・目論見書の使用開始日

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原　尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野　浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０１９年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年８月９日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丘本　正彦　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞の平成３０年１２月２１日から令和１年６月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ダイナミックヘッジ＞の令和１年６月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年８月９日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丘本　正彦　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞の平成３０年１２月２１日から令和１年６月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジあり＞の令和１年６月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年８月９日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　丘本　正彦　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞の平成３０年１２月２１日から令和１年６月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＩＡＭ米国優先リートファンド＜為替ヘッジなし＞の令和１年６月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。